

四谷スポーツスクエア 障がい者の方の利用料金について

【指定管理者】
東急スポーツシステム株式会社
【更新日】
令和5年4月1日

障がい者がスポーツを楽しめる場や機会を創出し、パラスポーツを促進するため、令和4年4月1日より新宿区立スポーツ施設の利用料金を無料にしています。

対象者・団体

1. 手帳について
 - *身体障害者手帳
 - *愛の手帳(療育手帳)
 - *精神障害者保健福祉手帳
2. 個人利用
上記手帳を所持している新宿区在住者(原則、介助者1名を含む)
3. 団体利用
上記手帳を所持している新宿区在住者のみで構成される団体(ただし、介助者及び運営スタッフ等はこれらの要件を要しない)でスポーツ活動のために利用する場合。最少人数は屋内・屋外スポーツ各施設の「区民団体」と同様(介助者及び運営スタッフ等除く)

手続き

1. 個人利用
利用の際に、上記手帳(住所が分かる部分も)を窓口にご提示してください(提示いただけない場合は、利用料は無料になりません)。
2. 団体利用
登録の受付窓口で、全員の上記手帳又はそのコピー(手帳の種類と住所が分かる部分)を提示し団体登録を行ってください。施設を予約された後に、利用料金免除申請書を提出してください。また、利用時にも窓口にて手帳または本人確認書類(健康保険証・運転免許証・学生証など)をご提示してください。

お問い合わせ

《電話》03-6273-2651(※休館日を除く8時45分～21時00分)

《問い合わせフォーム》



<https://www.tokyu-sports.com/company/development/yotsuya-ss-otoiawase.html>